宮崎市選挙啓発サポーター募集要項

１　事業の目的

最近の選挙では投票率が５０％を割ることも珍しくなく、特に現役世代の投票率の低さが目立っている状況です。

有権者の政治への参加を促進するためには、有権者の政治・選挙に関する意識の向上を図っていくことが必要であり、民間企業や団体等にも協力をいただいて、投票参加を促す取組みを行うことが重要であると考えています。

ついては、これらの企業・団体等が主体的に選挙啓発を支援する活動に取り組むことにより、そこで働く一人ひとりが選挙の重要性を理解し投票に参加するよう、官民一体となった啓発活動の推進を目指します。

２　「選挙啓発サポーター」募集の内容

(1) 募集概要

本事業は、より多くの市民の投票参加を実現するため、投票に関する協力を官民一体となって推進する企業・団体等を「選挙啓発サポーター」（以下「サポーター」という。）として募集・登録するものです。

(2) 応募資格

本事業の趣旨に賛同し、宮崎市内に事業所等を置く法人等（政党・政治団体、宗教団体を除く。）とします。

ただし、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持もしくは反対することを目的とした団体等及び暴力団またはその構成員の利益になる活動を行う法人等は応募できません。

(3) 応募・登録方法

登録を希望する法人等は、別紙様式「選挙啓発サポーター」エントリーシートに必要事項を記入し、電子メールにより市に提出してください。

宮崎市選挙管理委員会は、応募法人等をサポーターとして登録します。

【応募先】
宮崎市選挙管理委員会事務局　「選挙啓発サポーター」担当
〒880-0805　宮崎市橘通東１丁目１４番２０号
✉電子メール　55senkyo@city.miyazaki.miyazaki.jp　☎ 電話 0985-21-1860

(4) 登録の抹消

登録されたサポーターが自ら登録の抹消を申し出た場合または公序良俗、基本姿勢等の本要項の趣旨に反していると認められる場合には登録を抹消できるものとします。

3 「選挙啓発サポーター」の役割

(1) 基本姿勢

サポート活動は、政治的に中立であり、特定の政党や候補者を支持、または反対する意図をもって行うものでないこととします。また、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対する意図をもって行うものでないこととします。

(2) サポート活動

サポート活動は、投票総参加と明るい選挙の推進につながる活動を主体とし、可能な範囲で、以下に例示するような活動をそれぞれのサポーターにおいて自主的に行うものとします。

〈サポート活動の例〉

【選挙がないとき】

・事務所内への啓発ポスター掲出
・本市が行う啓発イベント、講演会などについて、従業員への周知・参加希望者への配慮（有給休暇等）の実施
・社内研修やイベント時等における選挙出前講座（選管職員による講義や模擬投票の実施など）受入れの検討
・その他、サポーターが独自に企画・実施する啓発活動

【選挙があるとき】

・サポーターの店頭・店内、事務所内への啓発ポスター掲出
・サポーターのお客様や関係団体への啓発チラシの配布
・店内放送等による期日前投票日や投票日の周知
・サポーターのホームページやレシート、チラシなどによる投票日や期日前投票のお知らせ（選挙特設バナー掲載）
・朝礼や会議、社内放送、社内メール等による従業員への投票呼びかけ
・ノー残業デー等における期日前投票の推奨、呼びかけ
・その他、サポーターが独自に企画・実施する啓発活動

(3) 活動内容の報告

サポーターは、宮崎市選挙管理委員会の求めがある場合、サポート活動の実績の報告の協力をお願いします。

４　宮崎市選挙管理委員会事務局の役割

(1) サポーターに登録した場合は、電子メールにより登録した旨を当該サポーターに連絡するとともに、定期的に選挙情報を配信します。

(2) 市主催の啓発事業等を案内します。

(3) 社内研修や講義、イベント時における選挙出前講座（模擬投票など）を実施します。

(4) サポーターの名称及び活動実績を市のホームページ上に掲載します。

(5) 選挙の際などに、希望があれば、サポート活動（選挙啓発の支援活動）に活用できる啓発物品を提供するほか、その他の啓発資材などについても、可能な範囲で提供又は貸出を行います。